

川崎市上下水道局給水管、給水用具等の指定等に関する要領

(令和5年3月31日4川上サ給第831号)

目次

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 配水管等からの分岐

第1節 分岐の数、口径等（第6条～第9条）

第2節 不断水工法による分岐（第10条～第14条）

第3節 断水を伴う分岐（第15条～第16条）

第4節 給水装置の切断（第17条～第19条）

第5節 移管前提管からの分岐（第20条）

第3章 給水管の施工（第21条～第23条）

第4章 バルブの設置（第24条～第27条）

第5章 私設消火栓の設置（第28条～第29条）

第6章 管理者が別に定めるもの（第30条～第37条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市水道条例（昭和33年川崎市条例第18号。以下「条例」という。）第6条第2項に規定する工事上の条件及び川崎市水道条例施行規程（平成22年川崎市水道局規程第1号。以下「施行規程」という。）別表について必要な事項を定めるものとする。

(他の規程等との関係)

第2条 条例第6条第2項に規定する工事上の条件は、他の規程等（上下水道事業管理者が定める規程、要綱及び要領をいう。）に別段の定めがある場合を除いて、この要領に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要領において使用する用語の意義は、条例及び施行規程において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 指定給水用器材 施行規程第13条第1項に規定する指定の範囲において用いる給水管及び給水用具並びにその附属用具をいう。
- (2) 移管前提管 施行規程第8条第1項第3号の規定により、管理者に無償譲渡することを前提とした給水装置をいう。
- (3) 耐震継手管 SⅡ形、NS形及びGX形のダクタイル鋳鉄管をいう。
- (4) バルブ 止水栓又は仕切弁をいう。

(適用除外)

第4条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める範囲において、指定給水用器材以外の器材を使用することを妨げない。

- (1) 緊急性を有する漏水修理工事 当該修理に必要な範囲
- (2) 既設の給水装置（移管前提管を除く。）と接続する工事において、当該接続先の給水装置が指定給水用器材以外のものである場合 当該接続部分
- (3) その他管理者が認める場合 管理者が認める範囲

(規格の適合性)

第5条 施行規程別表に掲げる給水管、給水用具等は、次の各号に定める器材の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 日本水道協会規格を引用するもの 当該協会の検査証印、認証マーク等により当該規格品であることを確認できるもの
- (2) 管理者が別に定めるとするもの 第6章に規定する規格に適合するもの

2 管理者は、施行規程別表の区分が口径50ミリメートル以下の給水管、給水用具等であるものは、器材承認（施行規程別表に定める規格に適合していることを確認し、以後、指定給水用器材として使用することができる旨を本市上下水道局のウェブサイトに掲載する一連の手続きをいう。）をするものとする。ただし、前項第1号に該当するものについては、この限りでない。

第2章 配水管等からの分岐

第1節 分岐の数、口径等

(分岐の数)

第6条 配水管等（配水管又は他の給水管をいう。）から分岐する給水装置は、一つの敷地に対して一つとする。ただし、管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(配水管の口径)

第7条 給水装置を取り付けることができる配水管は、その口径が50ミリメートル、75ミリメートル、100ミリメートル、150ミリメートル、200ミリメートル、250ミリメートル、300ミリメートル及び350ミリメートルのものとする。

(給水装置の口径)

第8条 配水管等から分岐する給水装置の口径は、25ミリメートル、40ミリメートル、50ミリメートル、75ミリメートル、100ミリメートル、150ミリメートル、200ミリメートル、250ミリメートル又は300ミリメートルのいずれかとする。

(分岐の方向)

第9条 分岐の方向は、原則として、道路に直角とする。

第2節 不断水工法による分岐

(サドル付分水栓による分岐)

第10条 配水管から口径50ミリメートル以下の給水装置を分岐する場合は、サドル付分水栓を使用する。

2 サドル付分水栓は、配水管等の種類により、適切なものを使用しなければならない。

3 サドル付分水栓は、原則として、穿孔部が配水管等の上部になるように設置し、横方向の給水管取付口を使用して分岐するものとする。

(割T字管による分岐)

第11条 配水管から口径75ミリメートル以上200ミリメートル以下の給水装置を分岐する場合は、原則として、割T字管を使用する。

2 前項に規定する分岐において、給水装置を取り付ける配水管が耐震継手管である場合は、耐震形の割T字管（以下「耐震形割T字管」という。）を使用しなければならない。

(穿孔)

第12条 穿孔きりは、配水管等の種類により、適切なものを使用しなければならない。

2 内面エポキシ樹脂粉体塗装ダクティル鑄鉄管への穿孔は、原則として、電動式穿孔機により施行するものとする。

(穿孔断面の防錆措置)

第13条 ダクティル鑄鉄管からサドル付分水栓を使用して分岐する場合は、配水管の穿孔部に管穿孔口防錆工法用挿入コアを設置しなければならない。

2 第11条第2項に規定する場合において、分岐する給水装置の口径が75ミリメートル、100ミリメートル及び150ミリメートルのときは、使用する耐震形割T字管の製造者が推奨する方法によって、配水管の穿孔部に防錆措置を講じなければならない。

(防食措置)

第14条 サドル付分水栓は、サドル付分水栓用シートにより防食しなければならない。

2 配水管が水道配水用ポリエチレン管である場合は、サドル付分水栓の設置に必要な範囲において最外層及び中間層を除去し、当該範囲に適切な防食措置をし、及び有機溶剤等浸透防止スリーブを設置しなければならない。

3 配水管から割T字管により分岐する場合において、配水管がポリエチレンスリーブにより被覆されているときは、その機能を回復しなければならない

。

第3節 断水を伴う分岐

(二受T字管による分岐)

第15条 次の各号に掲げる場合の給水装置の分岐は、配水管を断水し、当該給水装置の分岐元となる配水管を二受T字管に布設替えをする方法による。

- (1) 分岐する給水装置の口径が250ミリメートル以上である場合
- (2) 第10条第1項又は第11条第1項の規定によりがたい場合
- (3) その他管理者が必要と認める場合

(配水管の布設替え)

第16条 二受T字管による分岐に伴い配水管の布設替えをする場合は、その範囲は必要最小限のものとし、速やかに配水管の機能を回復しなければならない。

2 二受T字管及びその接合部品は、耐震継手のものとする。

第4節 給水装置の切断

(給水装置の切断)

第17条 条例第13条第1項の切断の方法は、口径及び管路の状況を考慮して、管理者が指示するものとする。

(給水装置の切断に伴う配水管の布設替え)

第18条 給水装置の切断に伴い配水管の布設替えをする場合は、その範囲は必要最小限のものとし、速やかに配水管の機能を回復しなければならない。

2 配水管が耐震継手管であるときは、布設替えに使用する配水管及び接合部品は耐震継手のものとする。

(試掘)

第19条 指定給水装置工事事業者は、給水装置の切断において配水管の断水を伴う場合その他管理者が必要と認める場合は、あらかじめ試掘をし、施工内容を確認しなければならない。

第5節 移管前提管からの分岐

(移管前提管から分岐する場合の取扱い)

第20条 移管前提管から給水管を分岐する場合におけるこの章の規定は、移管前提管を配水管とみなして適用する。

第3章 給水管の施工

(給水管の口径)

第21条 給水管の口径は、原則として、配水管等への取付口の口径と同一としなければならない。

(ステンレス鋼管の施工)

第22条 ステンレス鋼管は、特別の理由がある場合を除いて、波状ステンレス鋼管とする。

2 ステンレス鋼管をサドル付分水栓と接合する場合は、絶縁構造を有した継手を使用しなければならない。

3 ステンレス鋼管を道路内に布設する場合において、ステンレス鋼管の材料がJIS G 4305のSUS304であるときは、防食措置を講じなければならない。

(ダクタイル鋳鉄管の施工)

第23条 道路内にダクタイル鋳鉄管を布設する場合には、明示テープを貼付するものとする。

第4章 バルブの設置

(第1バルブの設置)

第24条 第1バルブ（施行規程第7条第6号の規定により設置する止水栓又は仕切弁をいう。）を設置する位置は、次のとおりとする。

(1) 屋外であること。

(2) 宅地内における公道又は私道と宅地の境界から給水管の水平延長で1メートル以内の範囲であること。

(中間バルブ)

第25条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する位置に中間バルブを設置しなければならない。

- (1) 分岐元の道路と別の路線の道路に縦断して布設する場合 縦断して布設する道路の隅切り等の端部から1メートル程度の位置
- (2) 道路に縦断して布設する給水管の延長が20メートル以上の場合 取出し部から1メートル程度の位置
- (3) 河川、水路等を横断する配管が露出する場合 その上流側
- (4) 擁壁、石垣等の配管が露出する場合 その上流側
- (5) その他管理者が必要と認める場合 管理者の指定する位置

2 前項各号に規定する位置に中間バルブを設置しがたい場合には、指定給水装置工事事業者及び管理者が協議して決定する。

(第1バルブ等の口径)

第26条 第1バルブ等(前2条の規定により設置するバルブをいう。)の口径は、原則として、給水管の口径と同一としなければならない。

(第1バルブ等の防護)

第27条 第1バルブ等は、附属用具によって防護されていなければならない。

2 口径が25ミリメートル、40ミリメートル及び50ミリメートルのバルブに使用する附属用具は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規格の止水栓ボックスとする。

- (1) 宅地内 荷重記号がT2(樹脂製又は鋳鉄製)であるもの
- (2) 宅地内(車両通路)及び公道(歩道部) 荷重記号がT8(鋳鉄製)であるもの
- (3) 公道(車道部) 荷重記号がT14(鋳鉄製)であるもの

3 口径が75ミリメートル以上の仕切弁に使用する附属用具は、原則として

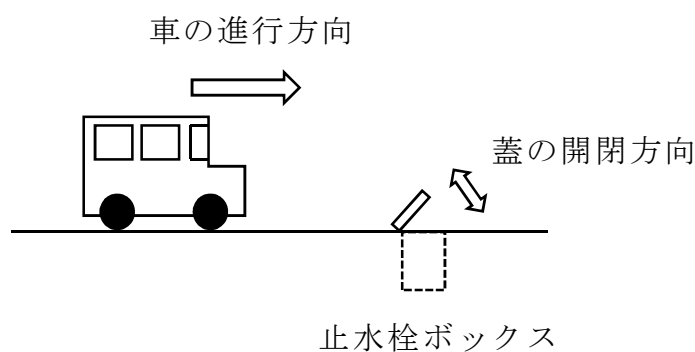
、円形鉄蓋及びレジンコンクリート製ボックスの組合せとする。口径が40ミリメートル及び50ミリメートルの仕切弁について、国道、主要幹線道路等、大型車両の通行が想定される場合についても、同様とする。

4 口径が40ミリメートル及び50ミリメートルの仕切弁を設置する場合において、第2項第3号に規定する止水栓ボックスを使用するときは、沈下防止を目的として、底板等を設置するものとする。

5 止水栓ボックス及び円形鉄蓋は、次の向きに設置するものとする。

(1) 宅地内 給水管の上流側から蓋の文字が読めること。

(2) 公道（車道部） 次図のとおりとすること。



第5章 私設消火栓の設置

(私設消火栓の設置)

第28条 私設消火栓の設置は、次の各号によるものとする。

(1) 給水管の口径が100ミリメートル、150ミリメートル、200ミリメートル及び250メートルの場合は、単口消火栓を設置すること。

(2) 給水管の口径が300ミリメートルの場合は、双口消火栓を設置すること。

(3) 前2号のほか、維持管理上必要である場合は、空気弁付単口消火栓を設置すること。

(4) 設置に係るフランジ付T字管に補修弁を設置すること。

2 前項に定めるほか、私設消火栓の設置についての詳細は、管理者の指示によるものとする。

(私設消火栓の防護)

第29条 私設消火栓は、円形鉄蓋及びレジンコンクリート製ボックスによって防護されていなければならない。

2 円形鉄蓋の使用区分は、次表のとおりとする。

種類	使用する鉄蓋の区分
単口消火栓及び空気弁付単口消火栓	消火栓・排水弁・空気弁鉄蓋 3号(500)
双口消火栓	消火栓・仕切弁鉄蓋 4号(600)

第6章 管理者が別に定めるもの

(S50形ダクタイル鋳鉄管サドル付分水栓の規格)

第30条 S50形ダクタイル鋳鉄管サドル付分水栓の規格は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 止水構造及び給水管取出しねじの種類がJWWA B 117に規定するボール(A形)及び平行おねじ(G)であるもの
- (2) 止水機構の呼び径が25、サドル機構の呼び径が50であるもの
- (3) 性能、外観、塗装、材料及び表示がJWWA B 117の規定に適合するもの

(水道配水用ポリエチレン管サドル付分水栓の規格)

第31条 水道配水用ポリエチレン管サドル付分水栓の規格は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 止水構造がボール式であるもの
- (2) 止水機構の呼び径が25、40又は50であり、サドル機構の呼び径が75、100又は150であるもの
- (3) サドル付分水栓のズレ、回転等を防止するために、サドル機構の配水管

との接触部に滑り止め等の構造を有するもの

(4) 耐圧、止水、圧力損失、作動性及び浸出性の性能並びに表示が J W W A B 1 3 6 の規定に適合するもの

(5) 外観が J W W A B 1 1 7 の規定に適合するもの

2 前項第 4 号による圧力損失試験 (J W W A B 1 3 6 に規定するもの。次項において同じ。) においては、管種 (当該規格の図 3 に示す試験装置の E ~ ⑨ 間の管種をいう。) に J W W A K 1 4 4 に規定する水道配水用ポリエチレン管を使用して行うものとする。

3 止水機構の呼び径が 4 0 又は 5 0 である場合の圧力損失試験においては、 J W W A B 1 1 7 の表 3 に規定する基準流量及び圧力損失を用いて行うものとする。

(管穿孔口防錆工法用挿入コアの規格)

第 3 2 条 管穿孔口防錆工法用挿入コアの規格は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 種類が密着形であるもの

(2) 呼び径が 2 5 、 4 0 又は 5 0 であるもの

(3) きり径が J W W A B 1 1 7 の表 5 から表 9 の規定に適合するもの

(4) 性能が J W W A B 1 1 7 附属書 F (密着形) の規定に適合するもの

(5) 製品又はその包装に呼び径及び製造者名又はその略号が表示されているもの

(水道用ステンレス鋼鋼管継手の規格)

第 3 3 条 水道用ステンレス鋼鋼管継手の規格は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 継手の形式が J W W A G 1 1 6 に規定する伸縮可とう式であり、その性能を満たすもの。

(2) 呼び径が 2 5 、 4 0 又は 5 0 であるもの

- (3) サドル付分水栓と接合する継手が絶縁構造であるもの
(止水栓の規格)

第34条 止水栓の規格は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 止水機構がボール式であるもの
- (2) 両側の接続形式が J I S B 0 2 0 3 に規定する管用テーパねじ（めねじ）であるもの
- (3) 呼び径が 2 5 であるもの
- (4) ハンドル形状が乙形（一文字形）であり、開閉方向が右回り開き、左回り閉じであるもの
- (5) 性能、外観及び表示が J W W A B 1 0 8 の規定に適合するもの
(青銅製仕切弁の規格)

第35条 青銅製仕切弁の規格は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 両側の接続形式が J I S B 0 2 0 2 に規定する管用平行ねじ（おねじ）であるもの
- (2) 呼び径が 4 0 又は 5 0 であるもの
- (3) ハンドル形状が角ボックス型であり、開閉方向が右回り開き、左回り閉じであるもの
- (4) 耐圧、弁座漏れ、作動及び浸出の性能並びに外観が J I S B 2 0 1 1 の規定に適合するもの
- (5) 弁箱の表面に呼び径及び製造者名又はその略号が表示されているもの
(止水栓ボックスの規格)

第36条 止水栓ボックスの規格は次の各号に掲げるものとし、この規格において使用する用語の意義は、J W W A K 1 4 7 において規定する用語の例による。

- (1) 止水栓ボックスの種類、胴の呼び径、荷重記号等は、次表による。

種 類	胴の 呼び径	荷重記号	備 考
呼び径 2 5 止水栓用	7 5	T 2	樹脂製蓋 宅地内
			鋳鉄製蓋 宅地内
	1 0 0	T 8	鋳鉄製蓋 歩道・宅地内車両通路
			T 1 4
呼び径 4 0 ・ 5 0 青銅製仕切弁用	1 5 0	T 2	樹脂製蓋 宅地内
			鋳鉄製蓋 宅地内
		T 8	鋳鉄製蓋 歩道・宅地内車両通路
		T 1 4	鋳鉄製蓋 車道

- (2) 止水栓ボックスは、蓋、上部枠、胴及び下部枠により構成する。
- (3) 荷重記号が T 1 4 である青銅製仕切弁用のボックスは、蓋、上部枠、胴、下部枠及び底板により構成する。
- (4) 荷重記号が T 2 及び T 8 であるボックスの蓋と上部枠の接触面は、平受け構造とし、有害ながたつき等を生じてはならない。
- (5) 荷重記号が T 1 4 であるボックスの蓋と上部枠の接触面は、急勾配受け等の構造とし、有害ながたつき等を生じてはならない。
- (6) 蓋と上部枠が蝶番等で連結され、蓋が逸脱してはならない。

- (7) ボックスを構成するそれぞれの部材間にずれや脱落を生じてはならない。
- (8) 蓋の表面に滑り止めのための模様等が設けられているもの。
- (9) ボックスの高さ（蓋の上部から下部枠又は底板の下部までの寸法をいう。）が次表に示す数値以上であるもの

荷重記号	高さ (h)
	mm
T 2	3 5 0
T 8	5 0 0
T 1 4	6 5 0

- (10) 耐荷重性能が J W W A K 1 4 7 の規定に適合するもの。ただし、試験荷重は次表による。

荷重記号	胴の 呼び径	試験荷重 k N (k g f)
	T 2	7 5
1 5 0		1 0 (1 0 2 0)
T 8	1 0 0	1 5 (1 5 3 0)
	1 5 0	2 5 (2 5 5 0)
T 1 4	1 0 0	4 0 (4 0 8 0)
	1 5 0	9 0 (9 1 8 0)

- (11) 外観が J W W A K 1 4 7 の規定に適合するものとし、樹脂製蓋は青色、鋳鉄製蓋は黒色を標準とする。
- (12) 蓋の表面に「水」又は「水」の記号が表示されているもの
- (13) 呼び径 2 5 止水栓用ボックスの蓋の表面に「止水栓」の文字、呼び径 4 0 ・ 5 0 青銅製仕切弁用ボックスの蓋の表面に「仕切弁」の文字が表示さ

れているもの

(14) 蓋の裏面に製造者名又はその略号が表示されているもの

(その他の器材の規格)

第37条 次の表の左欄に掲げる器材の規格は、別に定める水道用配管材料等仕様書（配水管材料）のうち、右欄に掲げるとおりとする。

器材	規格
割T字管	呼び径が75、100、150又は200であるもの
ダクティル鑄鉄 異形管	G X形短管1号又は2号のうち、呼び径が75、100、150、200、250又は300であるもの
ダクティル鑄鉄 管及び異形管用 接合部品	N S形特殊押輪（離脱防止押輪（継ぎ輪用））のうち、呼び径が75、100、150、200、250又は300であるもの
ソフトシール仕 切弁	接合形式がG X形（受挿式）又はN S形（受挿式）であるもののうち、呼び径が75、100、150、200、250又は300であるもの
	接合形式がN S形（両受式）であるもののうち、呼び径が300であるもの
消火栓	双口消火栓（2弁式）
	空気弁付単口消火栓
補修弁	レバー式・ボール形水道用補修弁（Φ100×L180）

2 次の表の左欄に掲げる器材の規格は、別に定める水道用配管材料等仕様書（鉄蓋・筐類）に定めるもののうち、右欄に掲げるとおりとする。

器材	規格
円形鉄蓋	鉄蓋（上水道規格鉄蓋）のうち、次の種類のもの (1) 仕切弁鉄蓋 1号（250） (2) 消火栓・排水弁・空気弁鉄蓋 3号（500） (3) 消火栓・仕切弁鉄蓋 4号（600）
レジンコンクリート製ボックス	水道用円形レジンコンクリート製ボックスのうち、次の種類のもの (1) 1号（250） 上部壁（アダプター） (2) 1号（250） 中部壁 (3) 1号（250） 底板（上部・中部用）

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
（指定給水用器材の構造及び材質の確認に関する要領の廃止）
- 2 指定給水用器材の構造及び材質の確認に関する要領（平成29年3月30日28川上水路第665号）は、廃止する。